

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：総合福祉課

議案番号		105		令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)				
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)		
款	15 民生費		項	5 社会福祉費		目	6 同和対策施設費	
事業番号		99		事業名		中山ふれあいセンター運営事業		
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		地域住民及びその周辺住民			総合計画における位置づけ		
						09 すべての人がかけがえのない存在として大切にされるまちをつくろう		
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ		
						安心で快適なまちづくり		
						根拠法令・要綱等		
					隣保館運営設置要綱 隣保館条例、隣保館規則			
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15,070		47			5			42
補正理由・事業概要				今回補正額の経費内訳				
【補正理由】 ●火災対応による時間外勤務手当の増額 1報酬 ○パートタイム職員時間勤務手当(館長分) 不足額21,000円 ○生活相談員時間外勤務手当(相談員分) 不足額10,000円 3職員手当等 ○フルタイム会計年度任用職員分(指導員分) 不足額16,000円				1報酬 31千円 3職員手当等 6時間外勤務手当 16千円				
(財源内訳の詳細 単位:千円)								
款-項-目-節-細節		説明名称		補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	
60-10-10-5-80		市町村創生交付金		1,974	5	(生活相談員分) 1/2		

議案番号		105		令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)			
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)	
款	15	民生費	項	5	社会福祉費	目	6 同和対策施設費
事業番号		101		事業名		人権交流センター運営事業	
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		地域住民及びその周辺住民			総合計画における位置づけ	
						09 すべての人がかけがえのない存在として大切にされるまちをつくろう	
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ	
						安心で快適なまちづくり	
						根拠法令・要綱等	
				隣保館運営設置要綱 人権交流センター条例及び同規則 人権交流センターの管理運営に関する要項			
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
57,332		326					326
補正理由・事業概要						今回補正額の経費内訳	
駐車場西側及び北側の一部フェンスが経年等により基礎部分から傾いている。子どもたちの遊びによってはフェンスにつかまることもあり、安全上問題があるため傾いたフェンスを立て直し、基礎の補強及びフェンスへの控え柱(13ヶ所)設置による補強を行う。 @296,000円×1.1=325,600円						需用費 修繕料 	

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：総合福祉課

議案番号		105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)					
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)		
款	15	民生費	項	5	社会福祉費	目	7	障害者福祉費
事業番号		750	事業名		地域生活支援事業			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		障がいのある方など			総合計画における位置づけ		
						17 障がいのあるなしに関わらず、自分らしい暮らし方を楽しめるまちにしよう		
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		障がいのある方などが、地域で安心して生活できるよう事業を実施する。(事業終期は設定困難)			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ		
						保健医療福祉の充実		
						根拠法令・要綱等		
				大山町成年後見制度利用支援事業要綱				
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
16,616		351		175	87			89
補正理由・事業概要						今回補正額の経費内訳		
●成年後見制度利用支援事業 申立てを行う際に必要な経費(登記等手数料等)や、後見人等への報酬の助成を今後の見込みにより増額するもの。 ○申立費用 当初2件→3件 登記等手数料印紙代4,200円 切手代4,000円 診断書料5,500円 ○報酬助成 当初3件→4件 扶助費 1件 336,000円						10-1消耗品費 登記等手数料印紙代(2,600円+1,600円)×1件分=4,200円		5千円
						11-1通信運搬費 申立用切手代 4,000円×1件分=4,000円		4千円
						11-3手数料 診断書料 5,500円×1件分=5,500円		6千円
						19-1扶助費 後見人報酬助成 28,000円(在宅)×12ヵ月×1件分=336,000円		336千円
(財源内訳の詳細 単位:千円)								
款-項-目-節-細節		説明名称		補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	
55-10-15-5-7		障害者地域生活支援事業補助金(国)		423	175	1/2		
60-10-15-5-7		障害者地域生活支援事業補助金(県)		211	87	1/4		

議案番号		105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)						
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)			
款	15	民生費	項	5	社会福祉費	目	7	障害者福祉費	
事業番号		1623	事業名		在宅重度障がい児者等支援体制強化事業				
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		在宅で生活をする重度障がい児者等を支援する事業所(居宅介護・重度訪問介護・行動援護等の訪問支援)			総合計画における位置づけ			
						17 障がいのあるなしに関わらず、自分らしい暮らし方を楽しめるまちにしよう			
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		在宅で生活をする重度障がい児者等の支援を行っている事業所に対して、支援体制の強化を図るため支援を行う。			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ			
						保健医療福祉の充実			
						根拠法令・要綱等			
				鳥取県在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金交付要綱					
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳					
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
0		704			351			353	
補正理由・事業概要						今回補正額の経費内訳			
在宅で生活をする医療的ケアを要する重度障がい者や強度行動障がい者を支援する事業所(居宅介護・重度訪問介護・行動援護)を支援し、事業者の負担の軽減を図ることで在宅における支援体制を強化するために補助金を交付する。 対象事業者： 強度行動障がい者を支援する行動援護サービス提供事業者1件 重度障がい児者等支援加算:247,500円 @27,500円×9月 遠隔地支援加算:438,400円 @1,600円×274回 通院等外出加算:18,000円 @800円×9回、@1,200円×9回 計 703,900円 【財源内訳】県1/2・町1/2 行動援護:知的障がいや精神障がいで、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動を支援するサービス (財源内訳の詳細 単位:千円)						負担金補助及び交付金 在宅重度障がい児者支援体制強化事業補助金 704千円			
款-項-目-節-細節		説明名称		補正前の額		補正額		補助(充当)率	交付税措置率
60-10-15-5-7		在宅重度障がい児者等支援体制強化事業補助金		0		351		1/2	

令和7年第7回定例会

議案説明資料

提出課：総合福祉課

議案番号		105		令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)			
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)	
款	15 民生費		項	10 児童福祉費		目	1 児童福祉総務費
事業番号		787		事業名		あすなるクラブ	
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		昼間保護者のいない家庭の小学児童			総合計画における位置づけ	
						01 大山町で暮らすことに誇りを持つ子どもを増やそう	
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		●生活活動の援助・指導に力を入れる ・日々の生活の中でひとつずつ丁寧に繰り返し指導していく ・その時々正しい言葉と行動を教えるとともに、安心して過ごせる児童館づくりに努める ・子ども自らの体験を通して学べる環境を作り、積極的に行動できるよう支援していく ●関係機関・地域との連携を強化する ・自由来館児童との交流を今以上に活発にするために、職員、保護者、地域との共通理解のもと、だれもがのびのび遊べる児童館をめざす			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ	
						生涯教育と子育て支援の深化	
						根拠法令・要綱等 ・児童福祉法・放課後児童クラブ条例 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 ・放課後児童クラブ条例施行規則 ・放課後児童クラブ一時利用運営要綱	
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳			
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他 一般財源
8,874		48					48
補正理由・事業概要				今回補正額の経費内訳			
【補正理由】 4月の人事異動により、放課後児童クラブ業務について、以前の職員との熟練度の違いもあり、児童への指導や保護者対応などを新しい職員とともに行う必要が増えたため時間外勤務手当を増額するもの。 48,000円				職員手当等 時間外勤務手当 48千円			
(財源内訳の詳細 単位:千円)							
款-項-目-節-細節		説明名称		補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率

議案番号		105	令和7年度大山町一般会計補正予算(第5号)					
(提案理由 及び 議案概要)						(単位:千円)		
款	15	民生費	項	10	児童福祉費	目	1	児童福祉総務費
事業番号		1119	事業名		障害児通所給付費等			
事業の目的	対象 (誰、何に対してか)		障がいを抱える子ども及びその保護者			総合計画における位置づけ		
						17 障がいのあるなしに関わらず、自分らしい暮らし方を楽しめるまちにしよう		
	意図・成果 (対象をどのような状態にしたいのか)		障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けることができ、利用料についての経済的負担を軽減することができる。			「大山町魅力向上の5本柱」における位置づけ		
						保健医療福祉の充実		
						根拠法令・要綱等		
大山町障害児通所給付費等の支給に関する規則								
補正前		今回補正額		今回補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
41,243		22,571		11,273	5,636			5,662
補正理由・事業概要						今回補正額の経費内訳		
【補正理由】 保育所等訪問支援、放課後等デイサービス等の利用実績の見込みによる補正 ★障害児通所給付等審査支払手数料 見込額172千円-予算現額147千円＝25千円 実績56千円(4～7月受付分) 今後見込額116千円 (R6決算額147千円) ★障害児通所給付費等 見込額63,546千円-予算現額41,000千円＝22,546千円 実績21,127千円(4～7月受付分) 今後見込額42,419千円 (R6決算額56,997千円)						役務費 手数料 25千円		
						扶助費 障害児通所給付費 22,546千円		
(財源内訳の詳細 単位:千円)								
款-項-目-節-細節		説明名称		補正前の額	補正額	補助(充当)率	交付税措置率	
55-5-15-10-1		障害児通所給付費等負担金		20,548	11,273	1/2		
60-5-15-10-1		障害児通所給付費等負担金		10,274	5,636	1/4		